

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和三番地一三

株式会社ジェイハウジングプロ

清算人 石丸 祐子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

長崎県長崎市昭和第三丁目五〇四番地一七

株式会社栄光電設

代表清算人 五島美紀子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

熊本県八代市永碓町九六一一四

株式会社つむぎ屋

代表清算人 樋山 朋子

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

熊本県上益城郡甲佐町大字早川一九〇三番地

有限会社堀上建設

清算人 堀上 順一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

大分市高崎二丁目一〇番五号

有限会社元気堂

清算人 河野 純子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

宮崎県宮崎市広島一丁目二番地一七号

一般社団法人宮崎県勤労者旅行会

代表清算人 中原 和雄

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

宮崎市中津瀬町四九番一

有限会社エイケイ

清算人 内田 和代

解散公告

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

鹿児島県鹿児島市東俣町三八八八一八〇

特定非営利活動法人予防医学療法研究会

清算人 三浦ゆう子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

沖縄県浦添市伊祖三丁目四五番一四号

有限会社渡久地工業

清算人 渡久地 淳

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川二二七一番地

一六五 嵐山観光株式会社

代表清算人 新垣 幸男

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和七年十一月十日京都府知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

京都府京丹後市網野町網野二八二四

清算法人網野町字網野土地改良区

代表清算人 梅田 和男

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

大阪府東成区大今里二丁目三四番九号

日本メノナイトブレザレン教団大阪バイ

ブルチャーチ 清算人 藤川 直孝

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月十二日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字権現下二八番地 宗教法人大道教双葉教會 清算人 樺田 啓

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年九月二十五日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

(登記簿上の主たる事務所)

岐阜県高山市島川原町三三番地

宗教法人御嶽教日輪教會

清算人 弁護士 漆原 由香

連絡先 岐阜県高山市桐生町三一〇五

ひだ法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

三重県鈴鹿市南江島町四番一五号

医療法人三和会

清算人 山口 元子

第4期決算公告

令和7年12月26日

福島県郡山市富田町字大十内85番地の206

株式会社大地設計

代表取締役 神永 秀明

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

| 科 目     |          | 金 額(千円)        |
|---------|----------|----------------|
| 資 産 部   | 流動資産     | 56,425         |
|         | 固定資産     | 3,796          |
|         | 資産合計     | 60,221         |
| 負債・純資産部 | 流動負債     | 15,715         |
|         | 固定負債     | 21,934         |
|         | 資本       | 22,572         |
|         | 剰余金      | 6,000          |
|         | 利益剰余金    | 16,572         |
|         | その他利益剰余金 | 16,572         |
|         | 負債・純資産合計 | (3,336) 60,221 |